

学 則

1 研修の目的

介護分野の総合的な基礎知識と技術を習得することによって、「全身性障害者移動介護従業者養成研修」の資格取得を行い介護分野で総合的な活躍に結びつける。

2 研修の名称

全身性障害者移動ガイドヘルパー講座

札幌市西区琴似 1 条 3 丁目 3-29 琴似明和ビル 3F

3 研修の要旨

研 修 課 程	事業所の 所 在 地	研 修 形 態	修業 年限	研 修 期 間	定 員 (人)	受講料 (円)	受講対象者
全身性障害者移動 介護従業者養成研修	札幌市	昼間通信	2か月	10日間	20人	15,350	一般

※事業所（研修会場） 札幌市西区琴似 1 条 3 丁目 3-29 琴似明和ビル 3F

※上記受講料以外に学則 6 テキストをお持ちでない方のみテキスト代 2,592 円

4 受講手続

(1) 募集時期

開講日の 1 週間以上前から募集し、定員もしくは募集締め切り日までに、申込み用紙を持参もしくは、郵送もしくは、FAX する。入金の確認ができたものを受講申し込みとする。自社ホームページ、各種広告(フリーペーパー等)で募集

(2) 受講料納入方法

ア・受講申し込み後、指定の期日までに金融機関へ振り込み。なお、クレジットカードによる決済もできる。

イ・募集締め切りまでに受講料が入金されない場合は、受講を断る場合がある。

(3) 受講料返還方法

受講前については、当社都合により研修を中止した場合に限り、受講料を変換します。研修開始後は、理由の如何と問わず、受講料は一切返還しません。

(4) 本人確認

受講開始日に本人確認書類にて確認する。

本人確認書類（戸籍謄本・戸籍抄本・住民票・運転免許証・公的証明書）によって受講者が本人であることを確認し、その写しを保存する。

5 研修時間数及び内容

別紙 1 により記載

6 主要テキスト

中央法規出版株式会社

ガイドヘルパー研修テキスト 全身性障害編

7 修了認定

(1) 出欠の確認方法

○各時間の開始前に、出席簿により担当講師が確認する。

○遅刻、欠席、早退の場合、該当する時間は欠席となるが、補講を受けることで該当する時間を履修したものとする。

(2) 成績の評定方法

- 各科目の講義、演習について評価ポイントの基準に到達しているか、講師による評価を行う。基準に到達していないと判断された者は基準に到達するまで補講を行う。
- 通信課題については8割以上を合格とし履修とする。但し基準点に達していても科目によって著しく低い科目（正答なし）があった場合は不合格とする。不合格となった場合は、所定の課題を再度提出することにより、基準を満たすまで添削指導を受けることができる。

(3) 修了の認定方法

- 全科目を履修するものとする。
- 講師による評価で基準に到達すること。
- 通信コースについては、課題を合格しなければならない。

(4) 修了証明書（別紙により記載すること）

- 研修修了者に対し、別紙3に定める修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。
- 研修修了者から紛失、氏名の変更等により再発行に係る所定の申請があった場合は、修了証明書及び修了証明書（携帯用）を本人確認の上再発行する。なお、手数料として1通につき1,000円（税込み）の費用を負担してもらう。

8 補講の取り扱い

- 補講は科目を一単位として行う。
- 別の研修の講義・演習を受講する
- 別の日に新たに設定をして、同一内容の講義・演習を実施する場合は、1科目につき2,000円（税込み）の補講費用がかかる。

9 退学規定

- 受講生自身から受講継続の意思の無いことを申し出た者。（退校届を提出していただきます。）
- 学習意欲に著しく欠け、修了の見込みが無いと認められた者。
- 研修の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- 当社が不適当とみなした者

10 その他

(1) 受講中の事故

- 全受講生に対し、保険に加入（事業者負担）するものとする。

(2) 個人情報の取り扱いについて

- 受講者の個人情報の取り扱い

当社がお預かりした個人情報は厳正を期す為、事務室及び書庫に施錠し管理する。

- 修了者は北海道の管理する修了者名簿に記載される。

(3) 設備の亡失・き損について

- 受講者が故意または重大な過失により設備又は物品を亡失、又はき損した場合、当校が被った被害の限度内において弁償して頂きます。

受講申込や資料請求先

苦情の相談・連絡窓口

札幌市西区琴似1条3丁目3-29

琴似明和ビル3F

あずみ福祉カレッジ

<tel:011-676-5858>